

令和7年（2025年）第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第2号

日時 令和7年（2025年）9月16日（火曜日） 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 一般質問

8番 狩野 正雄 議員

2番 黒井 敦志 議員

1番 佐々木 康人 議員

5番 山口 優子 議員

7番 川染 洋 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（10人）

1番 佐々木康人議員 2番 黒井 敦志議員 3番 金子 孝伸議員

4番 青砥 敏一議員 5番 山口 優子議員 6番 欠番

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 安藤 幹夫議員

10番 清水 浩徳議員 11番 上嶋 和志議員

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜井 知己

教育委員会教育長 草野 礼行

農業委員会会長 菊池 輝夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 渡辺 雅人

総務課長	武者正人
会計管理者	香川雅
総務課主幹（消防署長）	桑折琢也
企画課長	橋本和則
町民課長	大上朋亮
子育て支援課長	米澤裕恵
農業振興課長	城石賢一
保健福祉課長	渡辺弘樹
商工観光課長	大西亮一
建設水道課長	高橋龍也
建設水道課主幹	鳩啓二
ジオパーク推進課長	萩生田訓考
瓜幕支所長	高井宏行
国民健康保険病院事務長	袈岩由美子
総務課財政係長	鎌田弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
社会教育課長	平山宏照
社会教育課主幹	早川昌映

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	津川修
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	東原孝博
書記	川瀬直美

令和7年（2025年）9月16日（火曜日）午前10時00分 開議

○議長（上嶋和志）

これから本日の会議を開きます。

ここで御報告いたします。

野村英雄代表監査委員、高瀬俊一総務課財政担当課長、佐藤裕之保健福祉課主幹、最上佐緒里総務課総務係長から本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

以上で報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程1

一般質問

○議長（上嶋和志）

日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

私の表題はアライグマの被害対策についてであります。

特定外来生物のアライグマが管内で急増しており、本町においても、然別川沿いに住む住民から被害の実例と対策の必要性を聞きました。

農業被害や牛舎、物置への侵入があり、被害対策として捕獲器（箱わな）を設置して捕獲することができたのですが、捕獲器は他にも設置の要望があり回収されたということがあります。

アライグマの旺盛な繁殖力は近隣町でも拡大していると聞いております。

生息の実態や被害対策の方法、情報の共有化、住民が注意すべき点について質問いたします。

- 1、アライグマの捕獲数、農業関係の被害、生活環境の被害。
- 2、町が保有する捕獲器（箱わな）の数、設置、見回り、捕獲にあたる選任の担当者はいらぬのか。捕獲にはどのような資格や免許が必要とされるのか。
- 3、被害拡大を防止するため、近隣町村と協力して集中的捕獲の計画は。
- 4、農家（住民）が迅速に駆除できる対策や侵入防止などの対策、必要なことは。

以上です。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

狩野議員からは「アライグマの被害対策について」と題しまして、4点御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の「アライグマの捕獲数・農業関係の被害・生活環境の被害」についてであります。

近年のアライグマの捕獲数でありますけれども、令和4年度（2022年度）で322頭、令和5年度（2023年度）で324頭、令和6年度（2024年度）で318頭、今年の8月末の時点では273頭となっております。

ちょうど10年前の平成27年度（2015年度）、この年は3頭でありましたので、このように大幅に増加をしてきております。

農業関係の被害でありますけれども、畑作物の食害、あるいは畜舎へ住み着いたり、畜産関係の飼料への食害等の被害が報告をされています。

また、生活環境でありますけれども、家庭菜園の作物あるいは生ごみを荒らす、さらに住宅に住み着くといった被害、これらも確認をされているところであります。

2点目の「町が保有する捕獲器の数、捕獲の体制」であります。

町が保有する捕獲器の数は10台であります。アライグマによる農業被害、あるいは一般町民の生活環境への被害に対応するために、捕獲器を町民の皆様に貸し出す体制を整えております。

しかしながら、このように捕獲器の台数には限りがございます。貸出希望が多い場合には、貸出中の方にアライグマの出没状況を確認した上で返却をいただいて、新たにお申込みいただいた方へ順次貸し出すという運用を行っております。

設置・見回り・捕獲にあたる担当者でありますけれども、農業振興課の職員、主に3名が担当しております。

この捕獲に必要な資格や免許でありますけれども、原則として鳥獣保護管理法に基づく狩猟免許を有していることが必要とされておりますが、アライグマにつきましては特定外来生物に指定されていることから、外来生物法に基づき、適切な捕獲及び安全に関する知識や技術を有していると認められた者につきましては、狩猟免許を持たない場合でも捕獲

を行うことができるというふうに法律で規定されているところであります。

3点目の「被害拡大防止のための近隣町村と協力した集中的捕獲の計画」であります。

アライグマの駆除には、目撃情報や被害のある場所に重点的に捕獲器を設置していくことが有効な手段であると考えております。

御質問にあります近隣町村と連携した捕獲ということではありますが、捕獲器の設置場所が広範囲となること、あるいは設置箇所も多くなるということもございますので、現在行っている方法で根気強く対応していくことが最も効果的と考えているところであります。

4点目の「農家のみなさん、あるいは住民のみなさんが迅速に駆除できる対策や侵入防止に必要なこと」であります。

迅速に駆除できる対策でありますけれども、アライグマの駆除には、現状、捕獲器の設置が最も有効であります。農業者の皆様に対しましては、平成20年度（2008年度）に捕獲機導入の助成を実施しておりまして、その際、100基の導入が進められておりまして、被害防止に努めていただいているところであります。

町でも先ほど申し上げたとおり、一定数の貸し出し用捕獲器を保有し、行なっているところでありますが、台数に限りがあるということで、全員の方に即時対応できない場合も正直ございますので、今後、新たな貸出用捕獲器の導入について検討していきたいと考えております。

また、侵入防止の観点からは、それぞれの敷地内の草木を定期的に刈って、アライグマの隠れる場所をなくすこと。さらに、住宅や倉庫への侵入経路となる床下や屋根裏、通風口などの隙間を塞ぐこと。また、生ごみ、あるいはペットの餌を屋外に放置しないことが有効であると考えております。

町といたしましても、今後もこのような対策を継続して実施することで、農業被害等の低減に努めて参りたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

すごい数ですね。8月末で273頭。10年前の3頭から比べたらこれ爆発的な数。8月まで1日平均1頭入っているということになりますね。これ、すごい数だと私は今聞いて思

います。

問題は、よく言われるのだけれど、箱わなにかかったアライグマの処置はそういう資格がないとできないのだと思うのですけれども、273頭、年間で今度は300頭や400頭になるという数ですけれども、これどんなふう処理しているのか。

一説に聞くと、狩勝産業とかへい獣処理をやっているところがあるのですが、そこは野生動物は入れてないというふうに聞いて、どうやって処分しているのだと聞かれました。

「俺たちはおっかなくてそんな箱に入ったアライグマに手を出せない。やはり専門家の人でないとだめだ」という話。ではどうやって処分しているのかということがよく分からないのですけれども、どうやって処分しているのか。

それと、これは道路維持管理となっている会社から聞いたことなのですけれども、道路でキツネが交通事故とかあるのですけど、そういった死体処理は、その会社はどういったようにしているのだと言ったら、大きな冷凍庫を持っているらしい。

いちいちそういう処分、ペット霊園とかそういうところに持ち込むのもあれだから、ある程度の数にまとまるまで冷凍庫に保管する。そしてまとまったら、そういう動物を処分するというのですけれども、そう聞いたのですけども、アライグマ273頭、今までのをどうやって処分してきたのか。分かる範囲でいいですけど、お願いします。

○議長（上嶋和志）

答弁、城石農業振興課長。

○農業振興課長（城石賢一）

はい、お答えいたします。

捕獲されたアライグマの処分についてですけれども、捕獲器でかかりましたアライグマにつきましても、町の担当職員がまずかかったところに引き取りに行きまして、役場のほうの施設で殺処分処理を行うと。そのあと、指定された処分場所がございますので、そちらのほうで処分を委託して処分費を支出しているという状況です。

生きたまま捕獲されておりますので、全て町の担当職員が殺処分、また処分委託につきましても町のほうで実施をしております。

また、議員おっしゃるように、本年につきましても約300頭近いアライグマが捕獲されております。やはりまとめてまず一頭一頭、なかなか処分場所まで運ぶことができないものですから、本町におきましても一定程度冷凍庫に保管をした後、一定程度まとまってから処分施設のほうに搬入をしているという状況でございます。

○議長（上嶋和志）

再質問。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

はい、ありがとうございます。

それと、これほかの町でもやはり同じぐらいの数は出ているのではないかと予想されるので、地道に処理していくという以外ないというのですけれども、この際、町長、十勝総合振興局管内で、そういう自治体で、このアライグマの対策会議みたいなことを提唱して、何かこうお互いの捕獲のやり方とか、そういう情報交換の場をつくるべきじゃないかと思うのですけれども、そういう必要性は町長いかがですか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをしたいと思います。

アライグマの捕獲状況等々については、先ほどお答えをしたとおりでありまして、これは狩野議員さんも御承知かと思えますけれども、アライグマ非常に繁殖力が強くて、10年前、本当に捕獲3頭だったものが、現在今100倍ぐらいに増えている。

私、管内のほかの町の状況を詳しく承知をしているわけではありませんけれども、恐らく、ほかの町も同様な状況だと思っております。

それぞれ恐らくほかの町も基本的に私たちの町の状況と似たような方法、そして箱わなでというのは、多分状況としては変わらないと思っております。

管内での対応ということでもありますけれども、いろいろ情報交換する機会もあります。

基本的に十勝総合振興局という一つのくくりでということになるかと思えますけれども、アライグマの問題もそうですけれども、もうちょっと大きい、ヒグマのこともございますので、これらについては、また町村会等で集まる機会もありますので、そういった観点から相談をしていきたいと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

はい。ぜひお願いします。

それとやはり捕獲に当たっている職員の皆さんというのは本当にこれ御苦労されている

など感じます。毎日毎日、野生動物を生きのまま処分しているわけですから、本当に大変な御苦労だなと私は感じます。

それと、やはり捕獲わな 10 個あるということですがけれども、もっと待ってもらうのではなくて、そういう声がありましたら迅速に貸し出せるような箱わなの数もそろえていただきたいし、これ聞くのですけど、そういうパテントとか、そういう捕獲わなを作るパテントとかそういう関係もないのですか。それを自由に作って金属会社がやれるのかどうか、その辺もちょっと含めて、自由に作っていいものかどうかというのはあるのですけど、その辺いかがですか。

○議長（上嶋和志）

答弁、城石農業振興課長。

○農業振興課長（城石賢一）

お答えいたします。

現在利用している捕獲器なのですけれども、本町としては既製品を導入をしているという状況でございます。

今質問にございましたパテントですとか自分でということも考えられるのですけれども、やはり今、製品とされている捕獲器を導入するのが一番効果的ではないかと考えております。

○議長（上嶋和志）

再質問。狩野正雄議員。

○8 番（狩野正雄）

ぜひそういったシーズンオフというか、比較的そういう会社が暇な時期に、そういう捕獲器を作っていただくようなことも考えられるのではないかなと思いますので、そういったことも検討していただいて、ぜひこの爆発的な発生を何とかここで止めるような施策を努力していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（上嶋和志）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。

一般質問を続けます。

2 番、黒井敦志議員。

○2 番（黒井敦志）

通告に従いまして質問します。

表題は、脱炭素先行地域に選ばれた鹿追町の方向についてです。

脱炭素先行地域として鹿追町が選ばれ、地域課題を解決し、町民の暮らしの質の向上と公共施設の長寿命化を実現しながら脱炭素に向かう取組に期待して、町長にお伺いします。

- 1、町長としてこの事業に対する期待と思いは。
- 2、将来的な財政負担の考えは。
- 3、対象の公共施設が長期間利用できないが、その対策・気遣いは。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

黒井議員からは、「脱炭素先行地域に選ばれた鹿追町の方向性について」と題して、3点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、本町はこれまで、基幹産業である農業、とりわけ畜産の家畜ふん尿処理を大きな目的とするこのバイオガスプラントを中心として、結果的に環境施策の推進ということにつながっておりまして、地球温暖化対策はもとより農業と観光の共存共栄を実現する周辺環境への対策、そして持続可能である農業生産性の向上、さらに発電機の余剰熱を活用した地域活性化など、本町独自の「地域循環共生」の姿を追求してきているところであります。

2020年（令和2年）には、太陽光及び地中熱をエネルギー源とした「自営線ネットワーク」を構築し、エネルギーの地産地消の先進モデル事業として運用が始まっております。さらに、2021年（令和3年）には「バイオガスプラントを核とした“鹿追型ゼロカーボンシティ宣言”」をいたしまして、水素エネルギーの利活用事業を開始するなど、脱炭素による地方創生を目指し、2050年までにカーボンニュートラルを実現すべく様々な事業を展開しているところであります。

さて、1点目の「この事業に対する期待と思い」であります。

本町が「脱炭素先行地域」に選定されましたことは、まちづくりにおける新たなの大きな挑戦へ一歩であり、大変意義深いことと受け止めております。この取組みは、地球温暖化という世界的な課題解決に貢献するだけでなく、本町が抱える人口減少や高齢化、あるいは基幹産業の担い手といった地域課題解決の糸口となり、公共施設の機能更新と併せて町民の皆様の暮らしの質を高める絶好の機会であると考えております。

本町のゼロカーボンに関する一連の取組は、基幹産業である農業課題解決を土台としながら、再生可能エネルギーを地域内で循環させる仕組みを確立し、エネルギーの地産地消を進めることで、エネルギー供給の安定化を図るとともに、持続可能な地域社会を構築する全国的にも先進的な取組と考えております。

そして、この事業は、私たちが未来を生きる世代への責任を果たし、本町が全国に先駆けて「持続可能なまち」のモデルを示すことになると考えており、快適な生活環境の整備や新たな産業の創出などを通じて、町民の皆様一人一人がより豊かさを実感できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

この挑戦を成功に導くためには、行政だけではなくて町民、あるいは事業者の皆様との連携が不可欠であります。町全体でゼロカーボンへの気運を高め、一体となってこの取り組みを推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の「将来的な財政負担」であります。

大規模な事業実施にあたりましては、その財源確保と将来にわたる財政負担、さらには持続可能な行政サービスを安定的に提供していくため、計画的な財政運営を行うことが重要であると認識をしております。

このような認識のもと、この脱炭素先行地域づくり事業におきましては、国からの交付金という特定財源を最大限確保するとともに、地方債借入金でありますけれども、過疎対策事業債を活用することで、一般財源からの支出を可能な限り抑制し、将来にわたる財政負担の平準化を図ってまいりたい所存であります。

「役場周辺エリアの公共施設Z E C化」いわゆる省エネ改修事業でありますけれども、去る今年6月の町議会定例会において、この工事請負契約について議決をいただいたところであります。

この事業につきましては、今年度から令和9年度（2027年度）までの3か年間で行われますけれども、総事業費は41億575万円を見込んでおりまして、その財源内訳は、国の交付金が約18億円、地方債が約18億円、そして残り一般財源は約5億円を見込んでいるところであります。

実質の町負担額については、過疎対策事業債を活用することで、一般財源を含む約11億円程度を見込んでいるところであります。

またもう一つ進められております「自然体験留学センター新築事業」でありますけれども、現在のところ事業費総額6億5,000万円を予定しておりますが、こちらにつきましては

は、国の交付金約4億1,000万円、地方債約2億1,000万円、一般財源は約3,000万円を見込んでおります。

実質の町負担額については、前事業と同様に過疎対策事業債を活用することで、一般財源を含む約1億円程度を見込んでいます。

今後の地方債全体の償還額の見通し、償還シミュレーションをしておりますけれども、現時点での推計、実は今年度の元利償還金が約9億6,000万円ということで一つのピークになっております。来年以降は減少していく見込みですが、令和13年度(2031年度)、6年後には約7億9,000万円前後という見通しを立てております。

今後の国や社会情勢の変化、物価高騰や人件費上昇など、財政運営には不確定な要素もございますけれども、行財政改革の推進や遊休資産の資金化など、より経費の圧縮、財源確保に努め、「財政健全化」と「未来世代への責任」の両立を図りながら、町民生活に配慮した安定的な財政運営を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「対象の公共施設が長期間利用できない、その対策・気遣いは」であります。

「役場周辺エリアZ E C化省エネ改修等事業」につきましては、施設のゼロカーボン化と長寿命化を目的に、主に空調設備の更新や建物の断熱化、あるいは照明のLED化など環境性能の向上を図る改修が主であります。現在、実施設計を行っております、具体的な工事は令和8年度(2026年度)から9年度(2027年度)にかけて実施がされるということとなります。

現在、施工業者との間におきまして定例会議や各施設での現地確認調査などが鋭意進められているところであります。その結果を踏まえて、今年中には具体的な施工方法や工事期間が定まるとおもっております。

これらの工事に伴いまして、施設が一定期間、御利用いただけなくなります。利用者の皆様には大変御不便をおかけすることとなりますが、町といたしましても、その影響をできる限り軽減できるよう、次のような対応を進めてまいります。

まず、町民ホールをはじめとする社会教育施設を日常的に御利用いただいているサークルや団体の皆様には、すでに工事实施の予定について御案内しておりますが、今後、工事の期間が確定し次第、改めて詳細をお知らせするとともに、代替として利用可能な施設を確保して、御案内していきたいと思っております。

また、町民の皆様には、工事の内容や期間が確定した段階で、広報誌や町のホームページ

ジ等を通じて分かりやすく周知を行い、同様に併せて代替施設の情報を提供してまいります。

さらに、工事期間中に利用者から直接お問い合わせがあった場合には、所管課において代替施設の御案内や利用調整を行うなど、少しでも活動や生活に支障が出ないように努めてまいります。トリムセンターについても同様と考えております。また、神田日勝記念美術館についても同様でございます。

町といたしましては、利用者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、公共施設の長寿命化と環境負荷の低減及び快適性の向上を両立させる施設整備を進め、将来にわたって安心して御利用いただけるよう、施設の改修等と行ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。2番、黒井敦志議員。

○2番（黒井敦志）

丁寧な回答ありがとうございます。

回答には未来世代への責任といういいお言葉も示されていました。

私はなぜこの事業をやることになったか、町長としての意思をもっと大きく示すことが今の町民、そして未来に対しても重要なことだと思っています。

そして多大な財政負担が長期にわたり、将来の財政の硬直化を招くことや、道の駅建設や図書館建設などにも大きく影響することを町民に知ってもらうことが必要だと思います。

先ほど答弁されたこの事業に対する事業に期待することを伝え、施設の長寿命化などのメリット、そして町民の皆さんの暮らしの質を高める絶好の機会であるということを説明することにより、町民の協力が得られるものだと思っています。

長期間にわたり、利用できなくなることで不安を持っている団体も多く、利用できない方々や施設関係管理関係で働いている方の不安も考え、もっと早くきちんと説明することが望ましいことだと思います。

また利用できなくなることによる鹿追町としての配慮や気遣いがとても大切なことと思いますが、ここが鹿追町として自治体としての腕の見せどころだと思います。

これらのことを広報紙とホームページで分かりやすく説明するとのことですが、これに関してはとても期待しております。

広報紙は町の歴史を示すものでもあり、100年の町の町史が発行されたことも含めて、広報紙の記録性が重要になると思います。

今回の町の決定意思を後世に伝えることは大事な役割になっていきます。

改めて、町長から未来世代への責任についてという言葉をお説明いただきたいと思えます。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

今回、大規模改修を進める町民ホール、それから神田日勝記念美術館、それからトリムセンター、プールについても、これについてはLED化ということでもありますけども、この四つの施設については、ちょっと見た目そんなに古くないなと思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、30年以上経過をしております、とくに水回り、あるいは空調関係が非常に大変。もう改修をしなければならない時期に来ているわけでありまして、

この三つ、四つの施設とも町民の皆さんに非常に利用をいただいている施設ということで、これはなるべく早期にこの長寿命化という手を打たなくてはならないということはずっと考えられておまして、その中で、本町の脱炭素の取組と併せて、財源も確保しながら、そしてしっかりと長寿命化をして、引き続き町民の皆さんに使っていただける施設ということで、しっかりと対応したいというのが大きな考えであります。

当然、近年の事業費等の高騰を見ると、この三つの施設を全て建て替えということは、本当に現実的ではないということでもありますので、この本町の進めてきた施策をうまく活用して、脱炭素と合わせて町の課題をどう解決していくか、これが実はこのゼロカーボン、脱炭素先行地域の大きな目的の一つでもございます。

そういうことで、施設の改修をしっかりとやって、20年、30年ぐらい使えるかどうかちょっとそれは分かりませんが、引き続き使っていただける体制をきちんと整えていくこと。

そして、町民の皆さんに対するいろんな施策、ゼロカーボンの町民の皆さんが取り組んでいただくことについての支援もさせていただいているところであります。

こういった町の取組の考え方を、しっかりと引き続き皆さんにお知らせをしていくとともに、なかなか大きな事業ということですので、実際の契約が若干当初より遅れてしまって、

詳細を皆さんにお知らせするのがちょっと遅くなっております。

いずれにしても、今年中には詳細が固まりますので、できるだけ早く事業の概要、それから直接利用をいただく皆さんに、いずれにしても、御不便をかけるということですので、しっかりとお知らせをしながら町民の皆さんの御理解を得て進めていきたいと考えております。

○議長（上嶋和志）

再質問。

○2番（黒井敦志）

以上で質問を終わります。

○議長（上嶋和志）

これで黒井敦志議員の質問を終わります。

一般質問を続けます。

1番、佐々木康人議員。

○1番（佐々木康人）

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

標題は、上幌内小学校閉校後の利活用及び今後閉校が予定される小学校等の公共施設の利活用について、であります。

大正5年（1916年）に開校した上幌内小学校は、少子化の影響もあり地域と保護者との協議を重ねた上で、令和7年（2025年）3月末で109年の歴史に幕を下ろしました。

その建物及び跡地が現在未使用、未利用の状態であることについてお聞きいたします。学校の建物及び跡地は、地域の重要な資源であり、今後の地域活性化に大きな影響を与える可能性を秘めています。地域では上幌内小学校利活用協議会が立ち上げられ、地域内でも利活用の話し合いが行われているとお聞きしております。地域の課題や特性に応じた多様な再活用を行政と地域を交えた協議が地域の活性化のためにも必要と考えます。

次の3点についてお伺いします。

1、上幌内小閉校から半年が経ちました。学校校舎、敷地の維持管理はどのように行われ、これからどのように活用していくのか町の方針をお聞きします。

2、今後、予想される通明小学校の閉校後の利活用について、どう町として対応するのかお聞きします。

3、また、現在までに閉園になった地域の保育園、笹川保育園、上幌内保育園、通明保

育園はどのように利活用されているのかお聞きします。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

佐々木議員からは、「上幌内小学校閉校後の利活用及び今後閉校が予定される小学校等の公共施設の利活用について」と題しまして、3点御質問いただきましたので、お答えをいたします。

本町では、限られた資源の有効活用と行財政運営の効率化が必要なことから、公有財産の売却や貸付などによる自主財源の確保を目指し、令和5年（2023年）9月に「鹿追町公有財産利活用基本方針」を策定をいたしまして、同年12月全員協議会において、報告をさせていただいたところです。

この基本方針でありますけれども、「未利用財産の利活用方針の明確化」、「まちづくりの観点からの推進」、「積極的な情報の開示」、「不用財産の積極的な民間等への売却」、「民間等への有償貸与による有効活用」、「民間等への無償譲与・無償貸与の検討」と大きく6つの考え方を示しております。

利活用の決定手順としましては、優先項目を定めて順次事務処理を行うことといたしております。鹿追町公有財産利活用検討委員会（以下、「利活用検討委員会」）これは役場内部の委員会でありますけれども、この利活用検討委員会で協議後、これも同様であります鹿追町行財政改革推進本部（以下、「行革推進本部」）で審議・決定を行うこととなっております。これまでも様々な未利用財産について、決定協議を行っているところでございます。

まず、1点目の「上幌内小学校閉校後の維持管理や利活用について」であります。

現在、維持管理については、敷地内の一部草刈りを直営で行っていきまして、グラウンドについては広いわけですがけれども地域の皆様とどのように協働できるか協議中であります。また、地域の皆様からの御要望を受けまして、ミニバレーや和太鼓の練習といった地域活動の場として現在活用いただいているところです。

今後でありますけれども、この周辺エリアにおいては旧上幌内保育所や教職員住宅、公営住宅なども隣接しているところであります。今後もこの内部組織であります利活用検討委員会を中心に、どのように利活用できるか継続して検討してまいります。

また、地域において「上幌内小学校利活用協議会」が発足されておきまして、本年6月

地域の皆様「利活用協議会」の皆様のほうから先進地事例の視察に行きたいとお話がありまして、この視察に町職員が同行するなど、将来の利活用について検討が進められているところがございます。

町としましては、基本方針に掲げている「地域住民、各種団体等からのニーズ等の反映」を中心に、利活用により大きく今後の地域づくり・まちづくりに寄与するというのもございますので、今後も、地域の主体的な取組みを尊重しつつ、協議会や地域住民の皆様と情報共有を図りながら、単なる施設の維持にとどまらない、地域に新たな価値を生み出す利活用の実現に向けて、地域の方々と共に検討を進めていきたいと考えております。

次に、2点目の「今後の通明小学校閉校後の利活用について」につきましては、現在、通明小学校は令和9年（2027年）3月末での統廃合について、今年6月に地域の例会において説明をさせていただいたところでありまして、今後、正式には条例改正により統廃合が決定される見込みとなっております。

閉校後の利活用でありますけれども、敷地内に旧通明保育所や教職員住宅、地域公民館が併設されている状況にありますが、内部の利活用検討委員会では、現状、個別での売却や貸与は難しいのかなという意見がでており、エリア全体を一体的に捉えた検討が必要であると思っているところであります。

通明小学校につきましては子どもたちが学び、地域の歴史を刻んだ100年以上の歴史がございますし、この校舎についても大切な学び舎ということでございます。上幌内小学校も同様でありますけれども地域の皆様とよく相談をしながら、地域の皆様の思いを大切にしながら、これから利活用の方向性を探ってまいりたいと思っております。

次に、3点目の「旧保育所の現在の利活用について」であります。笹川保育所は令和3年（2021年）3月末、上幌内保育所は令和6年（2024年）3月末、そして通明保育所は令和7年（2025年）3月末をもって閉所をしたところであります。

現在、旧上幌内保育所については先ほど申しあげましたけれども、上幌内公民館とつながっているということもありまして、現在においては地域の物品保管場所として使われております。

旧笹川保育所につきましては、現在は工事現場事務所として短期貸与を行っておりますが、昨年度、行革推進本部において売却してはどうかという決定がされてありまして、売却方法の検討を進めているところであります。

旧通明保育所につきましては、先ほど申しあげたとおりでありまして、小学校統廃合後

の利活用と一体的に検討する必要があると考えております。かつて地域の発展を支えた多くの公共施設が、人口減少・少子高齢化という大きな社会変動の中で、その役目を終えようとしているものが存在するわけであります。

これらの施設を単なる「過去の遺産」ではなく、「未来への資産」と捉え、新たな価値を吹き込むことが重要な課題であると考えております。

行政の視点に加えまして、地域に根差した皆様のアイデアや民間の皆様の自由な発想が不可欠と考えており、今後は、まず地域住民の方々からお知恵をお借りしながら、共に考え汗を流しながら、これらの施設が「地域での新しい役割」を担い、「未来へつなぐ拠点」として生まれ変われることができるようにしっかりと取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

休憩 10時55分

再開 11時05分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

再質問ありますか。

1番、佐々木康人議員。

○1番（佐々木康人）

今年の2月8日に上幌内小学校の閉校の記念式典と惜別の会が開催されまして、その際に地域の恐らく行政区長さんだと思えるのですけれども、地域の協議会、利活用に向けた協議会を発足して、地域で協議を進めるという非常に熱い思いを語っていたことが非常に記憶に残っているところであります。

行政としても、積極的な関与が期待されると感じております。

もう一つ、そこで、先般、委員会で上幌内の小学校のボイラーにつきまして、老朽化ということで廃止の方針が出されました。

予算も計上されているのですけれども、これは老朽化ですので致し方ないというところではございますけれども、鹿追町防災計画、令和4年（2022年）の12月に改定されていますけれども、災害の際の福祉避難所の補完施設として、上幌内小学校の体育館が指定されて

おります。

また一時的な避難場所として、上幌内のグラウンド、そして避難所として上幌内小学校が指定されております。

避難所としての、やはり最低限の光熱、そういったものを冬季間も含めて、機能は維持していかなくてはならないのかと考えますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁、渡辺副町長。

○副町長（渡辺雅人）

はい。上幌内小学校の現状についてということで、地域の方々に、今後の利活用についての協議会が立ち上がって検討していただいている。

また、町のほうでも、職員も一緒に検討させていただいているということで、地域の本当に熱い思いを大変ありがたく思っているところでございます。

また、先ほど議員のほうからお話のありました重油ボイラーの老朽化がしているということで、今回廃棄をさせていただくということで初日補正予算議決をいただいたところでございます。

そんなことから、ボイラーが使えなくなってしまうということで、冬場の利用、避難が今お話のあったように避難所に指定されているということもあって、避難所としてどうなのかという話でございます。

その件に関しましては、本当に議員おっしゃるとおり、避難所として冬場の暖房であったり水であったりというものは、しっかりと使えるようにしなければいけないと思っておりますし、今後、どのような形で利用するかということが決まれば当然ながら暖房の設置等はしっかりと整えなければいけないという思いでおります。

ただ現状は、まだ利用目的が決まっていないこの間どうするかということでございますけれども、体育館については、まだ予備的な暖房が少しあるという状況もございます。

また冬場の利用に関して、全く使えないというかたちがいいのか。または何か別なかたちで、今後とも、最低限使えるような形で持っていけるのかということは、こちらのほうでもしっかりと検討させていただいて、また地域のほうとも御相談をしっかりとさせていただきながら、結論を出していきたいと考えているところでございます。

また保育所から公民館、高齢者の集会場等も含めた一連の施設もございしますが、そちらのほうとの兼ね合いも含めてよく検討させていただき、地域の方々とも、御相談をさせて

いただきたいと考えてございますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

再質問。1番、佐々木康人議員。

○1番（佐々木康人）

はい。地域との協議を行うということですので、ぜひ、お願いしたいと思います。

どうもこう情報の行き違いというのが結構あると、いろんなところでそごが出てくるのかなと考えております。

それと最後の回答の中で、こういった廃止された公共施設につきまして、地域での新しい役目を担って未来へつなぐ拠点として積極的に取り組むということでございますので、そこは期待するところであります。

そこで一つ、上幌内小学校について、ちょっと提言があるのですがけれども、とかち鹿追ジオパーク、10月の15から17日に再認定のための現地調査が実施されております。

前回の再認定の際に指摘事項の中に、今後、平場の開拓の歴史ですとか、農業、酪農の食文化などの関連させている凍れの大地としてのジオストーリー、そういったものが必要であるということが指摘されております。

この指摘事項をちょっと考えたときに、上幌内の立地、施設も含めてですけども、河西鉄道の歴史も含めて、非常に実は適地ではないのかと考えました。

そういうジオパークの平場を見せる施設としての機能を持たせながら、地域の活性化施設として、マルチに利用ができるような施設にすれば、当然冬季間の利用も期待できるというところがございますので、ぜひそういった建設的な協議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。

それでは私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

議員、今御発言あったとおり、とかち鹿追ジオパークについては、今年がちょうど4年の再認定審査の年ということで、来月、審査委員の方が来て、現地調査等をされるという段取りになっているわけでありまして。

4年前の指摘事項、何点かございまして、それらの状況について、説明等をして、再認

定をしっかりといただくということで準備が進められているところであります。

今、御提案がありましたこの上幌内の学校等も活用しながら、この開拓の歴史、いわゆるジオストーリーというのがこの全体の中で大切なわけでありますけども、その観点についても、そういったことも考え合わせながら、地域の人たちもよく相談をして、あるいはジオパークの推進協議会等もごございますので、そういった方ともよく相談をしながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（上嶋和志）

再質問。1番、佐々木康人議員。

○1番（佐々木康人）

ありがとうございます。

私は回答の中の、「未来へつなぐ拠点」としてというところが非常に気に入っております。

本当に利活用するために、未来に向かっていく拠点としての役割を果たしていくというような積極的な姿勢ということと理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（上嶋和志）

これで、佐々木康人議員の質問を終わります。

一般質問を続けます。

5番、山口優子議員。

○5番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

熊の出没に対する安全確保と実効性ある対策について。御答弁は町長にお願いいたします。

鹿追町内においても熊の出没が相次いでおり、町民の間では不安の声が高まっています。

特に、子育て世代や高齢者、農業従事者など屋外での活動が多い方々にとって、「外に出るのが怖い」「畑に行けない」といった切実な訴えが寄せられており、日常生活そのものが脅かされる事態となっています。

これまで町でも熊対策に一定の取組を行ってきたことは承知していますが、今後さらに実効性のある対策を講じていく必要があると考え、町長のお考えを伺います。

1、熊の出没状況の把握と住民への迅速かつ効果的な情報提供について。

熊の出没情報をどのような手段で町が把握し、町民に広報しているのか。また、熊の目撃情報があった場合、猟友会や役場職員などはどのように動いているのか。現状の対応について伺います。

2、ハンターへの報酬体系の見直しについて。

熊出沒の連絡にすぐに対応できるハンターは町内で何人いるのでしょうか。また、そのうち、熊を撃てるスキルのあるハンターは何人いるのでしょうか。熊の捕獲や追い払いに協力しているハンターの皆さんに対して、支払われている報酬は危険な作業に見合った額なのでしょうか。今後、報酬制度の見直しや支援強化を検討すべきではないでしょうか。

3、十勝地域におけるハンター同士の連携支援について。

熊の出没は町境を越えて広域に発生していることから、近隣自治体や地域内のハンター同士の情報交換・連絡体制の構築が必要だと考えます。町として、近隣町村との連携に対し、支援策を検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

4、熊の潜伏を防ぐための環境整備について。

熊が身を潜めやすいやぶや雑木林が町内各所にあり、住宅地や農地への接近の要因にもなっています。こうした箇所の伐採や整備を町が率先して行うことや、土地所有者と協力した管理体制の構築について、今後の対応、方針を伺います。

5、9月1日から施行された改正鳥獣保護管理法の「緊急銃猟制度」に伴う準備態勢について。

熊が生活圏に出没した際、市町村長の判断により緊急銃猟が可能になる制度が始まりました。この制度は、対応の主体が警察から市町村自治体へと大きく変わる意義があり、住民の安全性確保につなげるものです。

環境省が示したガイドラインでは、実施基準や手順のフローを整理したマニュアルの作成、必要な人員・関係者の協力体制の確保、緊急時に備えた訓練の実施や備品の確保、保険加入などの準備体制の整備が求められています。

緊急銃猟制度により、市町村長が発砲許可を出せるようになったものの、発砲条件は厳しく、一発で仕留められない場合や外れた場合の対応も考えておく必要があります。

熊対策として、猟銃以外の緊急対応手段を事前に確保・訓練しておく考えはありますか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員からは「熊の出没に対する安全確保と実効性のある対策について」ということで5点御質問をいただきました。順次お答を申し上げます。

まず、1点目の「熊の出没状況の把握と住民への迅速かつ効果的な情報提供」についてであります。

本町において熊の出没があった際、これはまず目撃をされた方々、住民を含む方々から、役場または警察のほうに連絡が入るようになっております。

警察のほうに連絡が入った場合には、速やかに役場へ情報が伝達をされる、こういった体制をとっております。これは土日にかかわらず、そういう取組がされております。

住民皆様への情報提供、これにつきましては、防災無線のほか町の公式アプリであるミジカあるいはLINE、ホームページを通じて周知を行っているところであります。

また、出没場所周辺にお住まいの方に対し、個別に連絡を行うなど注意喚起に努めているところであります。

この目撃情報を受けた後の対応といたしましては、ハンターが現地周辺をパトロールし、足跡などを確認しながら熊の移動方向を把握するとともに、必要に応じて捕獲用のおりを設置しており、役場のほうでは住民への情報発信を行うとともに、現地におきましてハンターと状況を確認して、それ以降の対応方針について協議をするなどして、この安全の確保に努めているところであります。

続いて2点目の「ハンターへの報酬体系の見直し」であります。

町内で活動していただいている狩猟者団体におきましては、24名の会員が所属をしております。このうち熊駆除の許可を受けている方については17名でございます。

本町におきましては、熊1頭の駆除について町から1万5,000円、国からの8,000円を合わせて合計2万3,000円を報酬として支払いをしております。

また、パトロールなどの出役に対しても日当などを支給させていただいております。

近年においては、銃弾など駆除に必要な資材や消耗品の価格が上昇しているということも当然承知をしておりますし、危険を伴う作業に従事していただいているハンター皆様の御負担等も考え、報酬の見直しについて狩猟者団体と協議をしていきたいと考えております。

3点目の「十勝地域におけるハンター同士の連携支援」であります。

この熊の駆除につきましては、町内及び清水町・新得町との町境を越えて1キロメートルの範囲内においてこの連携を実施しております。

清水町より新得町との町境においては、両自治体の境界から1キロメートルの範囲内においてお互いに熊を駆除できるよう、本町と2町との間で協定を締結しているところであり、本区域内における熊の出没情報等については、迅速にこれらの自治体で情報共有をすることとしております。

熊は当然町境を越えて広域に行動をするということでございますので、効果的な被害防止のためには隣接する自治体同士の情報交換、連絡体制をきちんと整備をしていくことは重要であると考えておりました、今後においてもさらなる協力体制や情報共有の仕組みづくりについて、近隣町としっかりと検討してまいりたいと考えております。

続いて4点目の「熊の潜伏を防ぐための環境整備」についてであります。

まず、町有林でありますけれども、町民皆様から御要望等があった場合には、笹の刈払いや雑木の除去、あるいは伐採適期を迎えた木については優先的に伐採するというように対応をしております。

また、住宅地や農地に隣接する箇所については、引き続き必要に応じて対応をしてまいりたいと思います。

一方、私有林については個人の財産ということもありますので、伐期を迎えていない山林を町が一方的にとということには、なかなか難しい事であるというふうに思います。

ただし、熊の潜伏防止の観点から、土地所有者の皆様と協力をしながら、可能な範囲で下草刈りや見通し確保などの管理が重要であると考えております。

町といたしましては、町有林の適切な管理、これを進めるとともに、私有林に関しましても所有者の皆様にご理解と御協力をいただけるよう、情報提供や啓発を行うなど地域全体で熊の接近を防ぐ環境づくり、これに努めてまいりたいと思います。

5点目の「9月1日から施行された改正鳥獣保護管理法の緊急銃猟に伴う準備態勢」であります。

議員御指摘のとおり、緊急銃猟制度に基づく発砲につきましては、実際に発砲できる条件は厳格でございます、また、一発の発砲で仕留めることができなかった場合のリスク、これらについても想定をしていく必要がございます。

このため本町といたしましては、関係機関や狩猟者団体と連携をいたしまして、実際の現場でとるべき対応についての確認及び訓練を実施し、今後、狩猟以外の手段も含めた多様な対応策について検討を進め、地域の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

また、熊を人里に近づけない予防的対策、これも非常に重要であります。住民皆様に対

しましても熊が好むような環境を極力つくらない。こういった注意喚起についても実施してまいりたいと考えております。

町といたしましては、今後もこれまで申し上げました対策等を実施することによりまして、農業被害等の低減、安心安全に暮らせるまちづくり、こういったことに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。山口優子議員。

○5番（山口優子）

御答弁ありがとうございました。

昨今、全国的にも熊の人身被害の件数は過去最多を更新しておりまして、鹿追町においても対策の強化は急務であると思っております。

まず1点目の熊の出没状況の把握についてですけれども、目撃された住民の方から連絡していただくということなのですが、私がちょっと聞いた話では、必ず目撃した方が連絡してくださっているのかどうかというところが分からないなと思っております、同じ場所に出たという場合に連絡していないという話を聞いたことがあるものですから、そこに関しても目撃した場合は必ず連絡してくださいというような周知も重ねて必要かと思えます。

また、ミジカなどで情報配信をすることは早急にできるのでこれはとてもよい取組だと思うのですが、目撃した人からの情報も電話のみに頼るのではなく、例えばLINEとかで地図上に印をつけてもらって、それをLINEで送ってもらうというようなそういう工夫も必要かと思えます。

町民の方に関しては、もし目撃した場合は必ず町に連絡してくださいという注意喚起が重ねて必要だと思っておりますので、そこをよろしくお願いします。

目撃情報を受けた後、ハンターと役場の職員が現地を確認するということですが、これは役場の職員さんに関して質問しますが、担当者が決まっているのか、それとも農業振興課でそのとき行ける人が数人行くのか、この辺りを教えてください。

○議長（上嶋和志）

答弁、城石農業振興課長。

○農業振興課長（城石賢一）

お答えいたします。鳥獣害の担当部局の職員が、原則その目撃情報、出没情報に対しまして対応させていただいております。

ただそういった貴重な情報、大変重要な情報ですので、課内でしっかり情報共有をしながら、迅速に現場に出た職員がなかなかすぐそういった情報ツールで発信ができないので、そういった部分については待機している職員が情報ツールを使って迅速に情報発信をしているという状況でございます。

○議長（上嶋和志）

山口優子議員。

○5番（山口優子）

ヒグマに関してですけれども、担当の職員は固定されているということによろしいですか。1名の方が担当しているということですか。

○議長（上嶋和志）

答弁、城石農業振興課長。

○農業振興課長（城石賢一）

鳥獣の関係については担当部局係がございますので、係の職員の中で対応をさせていただいているところでございます。

○議長（上嶋和志）

山口優子議員。

○5番（山口優子）

では2点目ですけれども、ハンターの方々についてです。

町内で活動する狩猟者団体には24名の方がいらっしゃって、そのうち熊が駆除できる方は17名ということですが、これは全て町民の方ということによろしいですか。

○議長（上嶋和志）

答弁、城石農業振興課長。

○農業振興課長（城石賢一）

お答えいたします。本町の狩猟者団体の方の会員なのですけれども、全員が鹿追町内の方ではございません。職場の異動等で別な場所に勤務されている方もいらっしゃいます。

○議長（上嶋和志）

山口優子議員。

○5番（山口優子）

すいません。町民の方は何人いらっしゃるのですか。

○議長（上嶋和志）

答弁、城石農業振興課長。

○農業振興課長（城石賢一）

熊の許可 17 名いらっしゃるのですけれども、町外の方は 1 名でございます。ですので残り 16 名は町内在住の方でございます。

○議長（上嶋和志）

再質問、山口優子議員。

○5 番（山口優子）

はい、分かりました。

今後、その報酬体系の見直しですけれども、これはすでに狩猟者団体の方と協議は始まっているということで考えてよろしいのですか。

○議長（上嶋和志）

答弁、城石農業振興課長。

○農業振興課長（城石賢一）

本年度につきましては既存の報酬体系で実施をお願いしているところなのですが、来年度に向けてこの見直し等について狩猟者団体と協議をさせていただきたいと考えております。今現在まだ協議を始めておりません。

○議長（上嶋和志）

再質問、山口優子議員。

○5 番（山口優子）

はい、分かりました。2 万 3,000 円ということでやはりこれは全国的にも言われていることですが、命がけの仕事に対して安いのではないかと。今後、そのハンターの後継者なり、それを育成していくに当たっても増額をしていかなければいけないと思っています。近隣の池田町などは 8 万 1,300 円ということになっておりますので、その辺りの算出の根拠などがあるはずですので、ぜひその辺りも検討していただきたいかと思っております。

すみません。話が前後するのですが、鹿追町内のヒグマの推定される個体数というのは、どのぐらいが推定されているのでしょうか。

○議長（上嶋和志）

城石課長。

○農業振興課長（城石賢一）

お答えいたします。鹿追町内で推定される生息数というのは実際のところつかんでおりませんし、承知をちょっとするのは難しいかなと考えております。

狩猟者団体とも熊の出没情報に基づきまして、見回りとおりの設置等をしている中で、それなりの熊が鹿追町内に出入りしているのではないかと考えているところでございます。

○議長（上嶋和志）

山口優子議員。

○5番（山口優子）

近年体感としてもその目撃情報自体もすごく増えているなと思っていまして、目撃情報が増えているということは、町内にいる熊の個体数も増えているということではないかなと思います。鹿追町として1年の駆除の捕獲目標数などは設けているのでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁、城石課長。

○農業振興課長（城石賢一）

お答えいたします。目標ということは定めてはいないのですが、やはり有害鳥獣の中でも危険鳥獣の部類になります。熊になりますので、そういった情報があったときにはやはり狩猟も含めて、おりでの確保も含めて積極的に実施をしているところでございまして、本年につきましては今現在4頭の箱わなでの捕獲ということになっております。

今後も、秋は活動がやはり活発になってきます。目撃情報が増えることも予想されますので、安心安全確保の面からもハンター、狩猟者団体と協力しながら積極的な駆除に努めていきたいと考えております。

○議長（上嶋和志）

再質問、山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい、分かりました。

やはりその推定の個体数というのは推定にはなりますけれども把握する必要があるかと思えますし、1年間の捕獲の目標などもある程度決めたほうがいいかなと個人的には思います。

続きまして、3点目の近隣のハンター同士の連携についてですけれども、御答弁の中では清水町・新得町と提携しているというお話でした。

鹿追町と隣接しているほかの士幌町・音更町・芽室町とはこういった協議になっているのか教えてください。

○議長（上嶋和志）

答弁、城石課長。

○農業振興課長（城石賢一）

はい、お答えいたします。熊の目撃情報が非常に多い町境というのは、やはり清水町・新得町の町境から鹿追町の間というのは非常に多いことから、今現在この2町と連携をして、お互いの町境沿いでの熊の駆除について連携をしているところでございます。

鹿追町町境、今おっしゃられたように士幌・上士幌・芽室とございます。そういった町村とも今後、連携に向けていろいろ相談をさせていただきたいと考えております。警察管内がやはり清水・新得・芽室と。すいません。芽室は新得署管轄ではないです。帯広管轄です。新得署管轄という部分も含めて、今現在そのように行っているのですけれども、広域な連携についても積極的に連携を目指していきたいと考えております。

○議長（上嶋和志）

再質問、山口優子議員。

○5番（山口優子）

清水や新得がやはりその町境が目撃が多いということですが、音更町との町境にも川が流れていてそこも結構熊の目撃があります。

音更町のほうから町境の音更町のところに熊が出たというお知らせをいただいたこともありますので、清水・新得以外の町境のとの連携もぜひ進めさせていただきたいと思います。

今は清水と新得との間での町境から1キロメートルの範囲ということですが、1キロメートルの範囲、つまり町境を中心に2キロの範囲での熊が出た場合の情報提供ということですが、これはちょっと狭いのではないのかなと思います。

熊の移動スピードとか、町境は人間が作った境ですので、それよりも川であったりとか谷であったりとかそういう熊が出た場合、熊の生態に合わせた区域の設定というのが必要かと思いますがその辺りはいかがですか。

○議長（上嶋和志）

答弁、城石農業振興課長。

○農業振興課長（城石賢一）

お答えいたします。できるだけ広範囲に範囲距離を定められるのが理想なのですが、

やはり狩猟者団体、ハンターが車の入れないようなところを追いかけて行ったりしますので、人間の足ですとやはりこの1キロ、2キロ、両方合わせて2キロですがなかなかそこから辺まで結構2キロとなると相当な距離になりますので、この間で今現在連携をしているところでございます。

○議長（上嶋和志）

再質問、山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい、分かりました。続きまして4点目の熊の潜伏を防ぐための環境整備、具体的には雑木の伐採、笹などの伐採ということなのですが、御答弁の中では町民の皆様から要望があった場合に伐採するということなのですが、町民の方は今回は熊の出没に関してのみ申し上げていますが、町民の皆様は熊ハンターというわけではないので、こういった場所が熊が潜伏しやすく危険である、こういう場所は草を刈ったほうがいいというような場所の判断は町民の方になかなかできないかと思っておりますので、こういった部分もハンターの方ですとか、パトロールした方がここを伐採したほうがいいというような判断をしたほうがいいかと思っております。

同じように私有林についても同じことが言えると思っております、個人の持ち物を町が一方的に伐採はできないということなのですが、熊の潜伏防止の観点からこの部分は伐採してほしいというふうに町から依頼することは可能だと思いますし、また伐採の理由が熊が潜伏するかもしれないからということであったとしたら、それは持ち主の方が伐採するのはきっと怖くて嫌だと思うのです。

熊を潜伏防止するという目的に従って、私有地を持っている方に許可を得て、町が伐採するということはできるのでしょうか、お伺いします。

○議長（上嶋和志）

答弁、城石農業振興課長。

○農業振興課長（城石賢一）

お答えいたします。まず伐採はちょっとその後にさせていただいて、やはり林の中、木がある中、そういったところでやはり笹ですとかそういった雑草と申しますか、草が多く立ち茂っているところは、おっしゃるとおり町民に判断するというのは難しいところでもございますので、熊の出没情報に応じて、過ごす場所を分かっておりますので、そういったところの町有林ですとかそういった部分、私有林も含めて下草刈りというのは積極的に行

っていかなければいけないかなと思っているところでございます。

伐採につきましては、町有林も私有林も含めて、やはり伐期がありますので、なかなか熊が潜伏しているので、出没情報があるので伐採ということは一概に全部が全部やるのはなかなかちょっと難しいのかなという部分もやはり感じているところでございます。

伐期を迎えたところを定期的に伐採をして、植林をして林業の振興に努めていきたいと考えております。

御質問にありました私有林を、例えば熊が出没するので切ってくださいという町がやるということについても、私有林所有者の判断等もありますので、なかなか難しいなという部分を感じているところでございます。

○議長（上嶋和志）

再質問、山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい、分かりました。実際にはハンターの方ですとかパトロールをした方から、「この木を切ったほうがいいのだけどな」とか、「この草を伐採したほうがいいのだけどな」というようなお話はあるのでしょうか。

○議長（上嶋和志）

城石農業振興課長。

○農業振興課長（城石賢一）

お答えいたします。木の伐採ということについては、具体的に狩猟者団体とは特に協議はしていないのですけれども、やはり熊が隠れられるような笹、そういった部分については生い茂っているところもありますので、その部分、出没数が多いところについてはそういう下草刈りは積極的に行っていかなければいけないと考えております。

○議長（上嶋和志）

山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい、分かりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて5点目の、改正鳥獣保護管理法の緊急銃猟についてですけれども、御答弁にあつたとおり実際にこれで発砲するような事態になることはなかなか珍しい、珍しいというかその発砲許可が出せるような条件はとても厳格であるので、そういう状況がすぐに来るとは思えないのですけれども、ただ実際に確認及び訓練を実施するというふうにおっしゃって

いましたけれども、この訓練は実施されたということですか。

○議長（上嶋和志）

答弁、城石農業振興課長。

○農業振興課長（城石賢一）

緊急銃猟制度施行に伴いまして、狩猟者団体、警察署とはこの緊急銃猟の取扱いについて協議をさせていただいたところでございます。

実際にまだ訓練は行っていませんけれども、やはり緊急銃猟のやり方含め訓練非常に重要だと思います。訓練することによってどのような課題があるか、その課題をどのように解決できるかというのが、非常に、万が一のそういった事態に備えてやっていくことが重要だと思いますので、早急にやっていきたいと同時に今現在連携をしております清水町・新得町と3町で合わせていろんな勉強会、意見交換会も実施していく予定でございます。

○議長（上嶋和志）

山口優子議員。

○5番（山口優子）

この緊急銃猟制度で一番の課題というか問題になっている点は、市町村長が発砲許可を出せることによって、早急に対応することができるというよい面もある一方、市町村長または担当の役場職員に本当に適切な発砲許可の判断が下せるのかどうか、その責任を発砲許可を受けたハンターが発砲して失敗した場合ですとか、ハンターにとってみれば発砲に適さない状況にあるとハンター自身が思ったときに拒否できる権利があるのかどうか、そういったところが課題になってくるかと思えます。

この場合、鹿追町の場合、農業振興課課長が発砲許可を出すというふうに考えてよろしいですか。

それとも町長が許可を出す、その辺りはどういうふうになっていますか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。改正鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟の関係でございます。

この制度が9月1日から始まる前にも警察官職務執行法という同様の対応が実は可能であったということでもあります。

ただ、なかなか現場の警察官が上司の許可をとってというなかなか時間的な問題があるというほか、様々な課題に基づいて今回の鳥獣保護管理法の改正があったというふうに承知をしております。

そしてこの関係については、あくまでも市町村長ということでございますので、これは農業振興課長が許可をするということではなく、私が実際現地に行くかどうかということは別にして、状況確認をしながら、最終的な許可を出すのはあくまでも市町村長ということです。そういったことになろうかと思えます。

実際にそういう事態がないことはもちろん、そうあってほしいのですけども、これは何とも言えないことでございますので、先ほど来、城石課長がお答えをしており、様々な心配もありますので、勉強会なりということをしつかりとやってくることが必要かと思っております。

それから当然、この緊急銃猟に伴う被害が出た場合にはこれは、行政が全て責任を負うということでございます。それに対する保険にも、もちろん加入をしております。

もう一つ大きいのはハンターの責任ということで、実はこれ報道にもあったとおり、数年前のこの発砲に関して道内のハンターの人が行政処分を受けて、今、恐らく争っている最中かと思えますが、こういったことにも対応するために、これは警察のほうで出している通達であります。私も新聞紙上でしか承知をしておりませんが、この緊急銃猟に伴うこれらの建物、あるいはその他の被害が出た場合、ハンターを処分することは適当でないという通達も出されていると承知をしておりますので、これらの関係については警察署内部でしっかりと、都道府県に対しても、都道府県の警察署に対しても周知をしていくという記事の内容になっておりましたので、緊急銃猟があった場合の対応については、ある程度ハンターの皆さんもこの辺を承知をして対応をしていただけるとというのが、この体制が少し整いつつあるのかなという認識でいるところであります。

○議長（上嶋和志）

再質問、山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい、分かりました。私の今回の質問で、ヒグマに対する対策を強化していただきたいというのは、一番の申し上げたいことなのですけれども、もちろんほかのキツネですとか鹿ですとかそういう有害な、農作物に被害を及ぼすようなものに対しての対策というのは大事なのですけれども、ヒグマに対してだけは本当に人命に関わることでありますので、鹿追町

としてハンターの免許を持つ人を専門職員として雇用していただきたいと思っています。

また時間はかかりますが、若い役場職員の方にハンターの免許を取っていただいて、ハンティングの知識がある方を一人専門職として雇用して、その人を中心に近隣町村との連携であったり、先ほど申し上げた草木の伐採やそういった計画、そういうのを進めていただきたい、進めるべきではないかと思っていますが、その辺りはどうでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。現状、先ほど答弁申し上げましたとおり、鹿追の狩猟団体の中では比較的、熊の駆除に対応していただける方の数はまあまあなのかなと思っていますが、近年の出没状況、それから駆除に対応できる体制ができていてもそれぞれお仕事をお持ちの方とかもちろんいらっしゃいますので、そういった形の中でいろいろ調整をしていただいて対応していただいているというのが現状かと思えます。

御提案がありました行政としてハンターを雇用する、そういうことについてはこれはこの先、恐らくそういう事態が必要になってくるのではないかなと私も思っているところがあります。その辺の在り方については、しっかりと検討させていただきたいと思えます。

狩猟免許の取得については、この取得に対して支援もさせていただいております。ただ熊が撃てるようになるまでは基本的に10年、ライフル持つまで10年かかるということですので、そういったことも見据えていろいろ対応していく必要があると考えております。

職員に対して云々というのがありました。職員が狩猟免許を取りたいというのは、それはもちろん、そうであればそれについては大変いいことだと思いますけれども、職員だから狩猟免許取得ということは、私はちょっと違うと思っておりますので、そういったことで御理解をいただければなと思えます。

○議長（上嶋和志）

再質問、山口優子議員。

○5番（山口優子）

ハンターの免許を持つ方を専門職として雇用をするということについては検討していただけるということですので、ぜひお願いしたいと思えます。

町長の御答弁の中で、熊を撃てるようになるまで10年というお話もありました。その緊急銃猟のときに、さらに発砲できる人というのは、それに加えて過去3年以内にヒグマの

狩猟実績がある人ということになってきます。本当に裾野を広げないとどんどんどんどんその発砲できる人自体がすごく少ないような状況で、責任やハンターの身分保障がきちんとしていないとハンター自身にとってもなかなか難しい問題になってくるかと思います。

数年前と比較して、鹿追町として、こういうところを最近では強化しているというような具体例はありますか。

○議長（上嶋和志）

答弁、城石農業振興課長。

○農業振興課長（城石賢一）

お答えいたします。本町におきましては年間 20 件程度前後の熊の出没、目撃情報、出没情報が寄せられております。それに基づきまして、狩猟者団体、また警察と協力しながら、安全確保に努めているところでございます。

ここ何年かで新たな取組を行ったかということだと思っておりますけれども、地道な活動を引き続き継続しながら、安心安全を確保していきたいと考えております。

○議長（上嶋和志）

再質問、山口優子議員。

○5 番（山口優子）

はい、分かりました。ぜひ取組を強化していただきたいとお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで山口優子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は、午後 1 時とします。

休憩 12 時 00 分

再開 13 時 00 分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

7 番、川染洋議員。

○7 番（川染洋）

それでは私の一般質問をさせていただきます。

表題といたしまして、鹿追町は、この町の「価値」を何に求めるかということを出しました。

今私たちの町も他に漏れず「人口の減少」「高齢化」「財政難」など沢山の課題を抱えておりますが、これから先も、この町の持続可能な社会を構築していかなければなりません。

まちづくりは、「地域経済の活性化」「住民生活の質の向上」「安心安全な暮らしの地域社会の実現」などと行政施策は多岐にわたり一見茫漠としてなかなか形状確信に至らないものですが、この行政施策は町の「価値」を形にして未来を創造する道具ともいえるものです。町民の皆さんはこの鹿追町が「何を大事にしている町なのか」を知りたいと思っています。

わが町の「価値づくり」を明確に打ち出し、限られた予算、職員等の資源を集中することが重要です。

それは、多岐にわたる行政施策の中から町民皆さんが知りたいと思っている大事な「価値」を生み出すということです。この鹿追町を必要とする内外の人々に取って、この鹿追町に住まわなければならないという重要な生活環境の創造をすることこそが「大事な価値」です。

この「価値づくり」にどのような「意味」を見出すことできるのか、その本源を探ることが重要です。

「町の価値」とは、社会的に構築されている鹿追町の地域、空間、場所の「差異」や「意味」から見出されるものであると考えられます。いわゆる地域資源に何があり、何を作り出すことができるのかということです。

この鹿追町に存在する自然・人物・風習・産物・活動・歴史、現在まで実施されてきた政策の経緯などにみることができるとは思います。

わが町の多様な「価値」を掘り起こして「差異」と「意味」付けを与え、鹿追町の独自性いわゆる「らしさ」を我々が認識することが最も重要なのです。

ではわが町の「らしさ」とは一体何に求めると「優位性」を発揮できるのでしょうか。

鹿追町の歴史の中で培われて賦存的に残されている政策があり、それは今も息づいているもの、また少々色褪せてしまったかと思われる施策もありますが、鹿追町の施策は町の価値として形にし、未来にしっかりと引き継がなければなりません。

喜井町長抱える政策の顕現と鹿追町来歴の政策その中から「らしさ」を発掘し、わが町の意味付けを明確にして、わが町の「価値」とすることが肝要ではないかと思うのです。

私たち地方の町のそれぞれの価値がわが国全体の豊かさを形成することになりませんか。そう考えることができるなら私たちの町の「価値」の明確な創造は大きな意味を持つはずです。

「人が住む」ということはそこに住む理由があるからです。住む理由がないなら定住者の増加はありませんし、住む理由がなくなれば定住者はこの町を去るでしょう。その根源が正しくこの町の「価値」です。

そこで、この「鹿追町を生活の地とする根源政策」を作らなければなりません。それがこの町の「価値」です。「優位性」です。

この町に住み続けたいと思える理由を町民に、そして全国に向けて明確にメッセージを発言することが必要であると考えます。

その考えの上に次の二つを質問させていただきます。

1、わが町の明確に発言できる「わが町の価値」政策が何であるかをファーストプライオリティとして検討される考えを持たれるかどうか町長の所感をお伺いいたします。

2、検討し明確に発信するとするならば鹿追町のアイデンティティとなりつつある「教育の現場」のさらなる活性についてを「価値」と思考することはできないか、町長の所感をお伺いいたします。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

川染議員からは「鹿追町は、この町の「価値」を何に求めるか」と題しまして、2点御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

私も、2期目の任期をいただいてから、折り返しに入ったところであります。

これまで6年間、まちづくり全ての分野の多岐にわたる様々な課題に対し、真摯に向き合い、職員と共に知恵を絞り、町議会の皆様をはじめ、関係各位、町民皆様の御指導と御協力をいただきながら、住んで良かったとだけ思っていたら、持続可能なまちづくりに挑戦してきたところであります。

町の経済を牽引する農業・商工業・観光業の振興、豊かな人生を送るための基礎となる教育の振興、生涯安心して暮らすための福祉・医療の充実、そして生活の基盤である生活環境・インフラの整備など、どれもまちづくりに欠くことのできない重要なものでありますので、その全般にわたってバランスとメリハリを意識しながら町政運営にあたってきた

ところであります。

また、本町に存在する多様な地域資源の活用、そして、これまで長い歴史の中で培われ、磨き上げられてきた政策をさらに発展させるための代表的な政策がバイオガспラントなど再生可能エネルギーの利活用から発展した現在の脱炭素、そしてゼロカーボンの取組みであり、幼小中高一貫教育を中心とした英語教育、環境教育に加えて、探究教育の充実や鹿追高校のさらなる魅力化であると考えております。

議員御指摘のとおり、人口減少や高齢化といった大きな時代の潮流の中で、本町がこれからも持続可能な社会・町を築いていくためには、多岐にわたる行政施策の中から、町民の皆様と共有できる明確な「価値」を定め、そこに限られた資源を集中させることの重要性については、私も認識しているところであります。

そこで、1点目の「わが町の明確に発信できる「わが町の価値」政策が何であるかをファーストプライオリティとして検討される考えを持たれるか否か」であります。

人口減少、特に若者世代の転出が転入を上回ることによって加速する「社会減」という厳しい現実に直面する中で、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していくためには、直面する様々な課題への対応に留まらず、町の未来そのものを創造する「人」への投資は、極めて重要であると確信しているところであります。

私たちの町の真の資産は、豊かな自然や産業基盤はもとより、町を創っている「町民一人一人」であり、次代を担っていくのは「人」そのものであります。第7期総合計画の将来像として掲げる「愛・夢・笑顔あふれる未来へ ～支え合うまち しかおい～」、基本構想「目指す方向」の大目標の一つである「持続可能な社会の創り手の育成とウェルビーイングの向上」を達成するには、町民一人一人が豊かな人生を送るための「人づくり」によって成し遂げられるものだと考えております。

この「未来への人づくり」のため、本町は、まちづくりの好循環を生み出すために、次の政策を総合的に推進しているところであります。

まず、基盤となりますのが、人々の暮らしと未来を支える「農業」や「観光」、「商工業」など産業の振興であります。安定した農業基盤などが、人々の雇用の受け皿にもなり、地域経済を活性化させ、町全体の活気を生み出していくものであります。バイオガспラントや水素エネルギー事業といった先進的な取組は、まさに本町の農業が未来志向である証であり、町民皆様やここで育った子どもたちが将来、誇りを持つことができる魅力的な取組となり得るものだと考えています。

また、然別湖やとち鹿追ジオパークを核とする観光は、町の経済に貢献するだけでなく、町に新たな人の流れを生み出し、子どもたちなどが地域の自然や文化の価値を学ぶ機会ともなります。これらの産業の基盤があることで、「人づくり」への持続的な投資へつながっていくものであります。

この産業基盤の上に、若い世代の希望をかなえる「子育て支援」の充実があります。「人づくり」の第一歩は、若い世代が安心して子どもを産み、育てられる環境を確立することであり、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実践するとともに、地域全体で子育てを支えるこの体制整備により、「鹿追町で子どもを産み育てたい」と思っていただけの環境整備をさらに進めていきたいと考えております。

この安心できる子育て環境を土台といたしまして、これまで築き上げられてきた「鹿追ならではの」教育である「幼小中高一貫教育」を中心とした魅力的な教育へとつなげてまいりたいと考えております。

さらに、鹿追高校においては、地方の小規模校でありながら全国から生徒が集う多様性と独自のカナダ・英語プログラムや探究学習などを通じて、高校までの教育そのものを町の魅力として全国に発信し、新たに本町への愛着を持った人材や関係人口の増加、加えて町内の賑わい創出に貢献していけるものだと考えております。

このように、本町のこれまで育まれてきた政策は、基幹産業である「農業」や「観光」など産業が経済を支え、「子育て支援の充実」と、そして、まちづくりの根底にある「人づくり・教育」への投資が次代を担う人材を育み、町全体に活気と賑わいをもたらしてくれるという持続可能な循環を目指しているものであり、政策と政策がつながり、連続性を持つことが極めて重要であるとと考えております。

次に、2点目の「鹿追町のアイデンティティとなりつつある「教育の現場」のさらなる活性についてを「価値」と思考することはできないか」という御質問についてお答えいたします。

これまで実績を積み重ねてきた本町の教育は、まちづくりの根底にあり、重要な柱の一つであることは言うまでもありません。今後も未来にわたって持続的な発展をしていくためには、御提言のとおり「教育の現場」のさらなる活性化を、町の根幹をなす重要な「価値」として位置づけていくべきであると私も認識をしているところであります。

価値ある教育として、現在進めている国際的な教育プログラムである「国際バカロレア」は、課題解決能力や多様な他者と協働する能力などを養う探究教育の実践・深化であり、

予測困難なこれからの時代の国際社会を力強く生きていくために必ず必要なものであると確信しています。

教育は、個人の社会的自立の基礎を築き、夢や希望の源泉として一人一人の生涯を支えるとともに、その成果は広く社会に還元され、地域社会全体の維持・発展の原動力となります。

将来にわたって町民が「この町に住み続けたい」と感じ、誇りを持てる町づくりを進める上で、教育分野への積極的な投資は不可欠であると考え、現在、各種教育施策を進めているところであります。

今後、教育環境の充実や教員・職員の資質向上を推進し、関係各位、町民皆様の御理解と御協力をいただきながら、さらに本町ならではの価値ある教育を創造していく所存でありますので、引き続き御指導いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。川染洋議員。

○7番（川染洋）

町長第1期目のときも、私は同じような質問をさせていただきました。

なかなか行政施策にプライオリティ、順番なり順位なりをつけるというのは、やはり、誰が見ても馴染まないし、ふさわしいものではないと私はそう思っておりますけれども、町長の答弁の中にもありますように「バランスとメリハリを意識しながらやっています」、これは言葉を変えれば、やはり順位をつけられたものではないか。

当然、何でもかんでも全てができるわけではありませんから、例えば総合計画に載っている鹿追町図書館なんかは、もう何年もあのままになっています。

あれも要するに、プライオリティのない一つの事業だと思っております。

バランスというのは、何を先にやって何を後にやったら、そのバランスがとれて鹿追町が生まれていくか。

メリハリ、今人口が少なくなってから人口増やす方法を考えるではないか。これが先だと。

結局、政策に単純に序列をつけていくということは、これはやはり、差し控えなくてはならないかなと私は思うのですけれども、今、なぜ再度私はこのような質問をしているか

といいますと、やはりこの町に住んで、私ももう 80 数年になりますが、価値がはっきりしない。

例えば、京都であれば京都なりの価値があります。ニセコならニセコなりの価値があります。それを価値というかどうか捉えるかということは、それぞれの首長のもとですから、お任せするしかないのですけれども、今私はなぜ価値を言い出したかといいますと、その背景に何があるかということ。

この町長の答弁の中にも、もう既に言われておりますから、あえて言わせてもらいますと、高齢化社会がもう高齢社会になっています。あるいは、少子化社会が少子社会に超越して無子社会と言われる。子供がいない社会になっている。それが近時の現実であります。

これは誰が言わなくても分かるわけではありますが、先日あえてここで申し上げますけれども、8月12日付け十勝毎日新聞に十勝管内の人口の動態が掲載されておりました。

先日町長の報告の中にもありました。早速、庁内で、人口減少の問題について会議を行いましたということでした。

これは素早い考え方で、職員にも全てそれが分かるようにしたということは非常に私はいいことだったのではないかなと思っております。

しかし人口減少というのは、町の経済、大きく左右します。とくに商工業にあっては、これはもう死活問題といってしまうことに、困窮窮乏することになっていくのではないかと思う。

かといって、人口はどうやったら増えるのか。そんなことが簡単にできるのだったらどこの町村も苦労していません。それも私はよく分かります、今、町長は一生懸命どの分野にお金を使って、どの分野にメリハリをつけているかということをもよく承知しております、そのことについて私も高く評価をさせていただきます。

しかし、私はやはりこの町の価値として一番作りやすい、そして全国にもコミットできるのはやはり教育だと思っている。しかも、今まで幼稚園から高校までのシームレスに行われてきた教育に、今、国際レベル、あるいは国際標準の教育を上乗せして、鹿追町の他との差異をここではっきりとつける必要がある。

それが、私は住んでよかったというのは後の結果であって、まずそこへ行かなければならないという理由を作らないと駄目だと思う。

それは人間のどの層の人たちに言うか、いろいろありますけれども、私はやはり若年層

の人たちが鹿追町に少しでもいるようにそんな施策がいいのではないか。

それであえて教育のブランド化を目指してほしい。

そしてそれを内外に標榜する。そのことについて、再度どのように所感をお持ちかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

川染議員さんからは、とくに大きく言うと過去に2回、昨年の予算委員会、あとその前の一般質問でも教育を中心としたこのまちづくりについて、御質問をいただいているところであります。

答弁もいろいろ申し上げましたけれども、このまちの価値ということになろうかと思えます。

当然今進めてきている政策の中で、もちろん川染議員さんおっしゃるように、町には多様な年齢も、それからもちろん性別も、それから職業も考え方も違うたくさんの方がお住まいになっています。

まず基礎的な部分で言えば、やはりどの分野との政策にもある程度、満遍なく予算やいろんなものを投じて、基礎的な部分は当然ちゃんとしていかなければならない。

その基礎となるのは、やはり財政の基盤をしっかりとしていくということであると思えます。

そういったお金は限られているわけですから、そのお金をどのように有効に、そしてきちんとある程度、メリハリをつけながら執行していく。これは恐らくどこの町も苦心をされていると思いますし、多分歴代の理事者の方も、その辺を苦勞しながら、それぞれの時代の議会や町民の皆様の御意見を聞きながら、まちづくりを進めてきていると私もこの立場になって改めてそういう考えを持っているところであります。

教育については、とくに鹿追高校の全国募集の成果が徐々にあらわれて、非常に全国からも注目をいただくようになってきております。

それに伴って、学校関連のいろんな投資を実は、昨年、一昨年来、進めてきております。町の予算の全体に占める教育費の割合が、昨年度の決算で言えば、10%を超える内容にもなってきているところであります。

そういった意味で、教育が教育だけではなくて、まちづくり、それから寮の運営においても、雇用という面でも大きな役割を果たしているなど私は思っている次第であります。

国際バカロレアのお話もちよっとさせていただきました。かねてから準備を進めていた鹿追中学校、瓜幕中学校の正式指定について、ようやく先が見えてきたという状況にもあります。

そういったことで鹿追の幼小中高一貫教育、さらには、高校の取組というのは本当に外に向かってもしっかり主張をしていける取組でありますし、この取組をさらに続けて磨き上げていくことが非常に大事だと思っておりますので、こういった町の取組の外に向かつての発信も含めて、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問。7番、川染洋議員。

○7番（川染洋）

先ほど申し上げましたけども町長本当に一生懸命やっていると私は思っています。

繰り返しますけど、お金の使い方も、それなりに使っているなど私は思っております。

しかし、まだ確固たる内外にコミットメントできる、そこまではいってないような気がする。

ぜひそれ内外に、コミットメントできるぐらいまで重ねていただきたいと思うわけです。

それで、先ほどから話が出ています高等学校のバカロレア、これは今どの程度進んでいるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

高校のバカロレアの関係であります。

毎年、北海道の教育長さんに、1年に1回以上はお会いをして、この高校におけるバカロレア取組についてお願いをしているところであります。

道内において、高校でバカロレアの取組をしているのは、公立、私立は札幌市立の札幌開成が取り組んでいるだけであります。

道教委としては、数ある道立高校の中で、鹿追の高校だけというふうにはなかなか現実的には難しいという返事というか、回答でありまして、現実的にはそれ以上進んでいないというのが実態でございます。

○議長（上嶋和志）

再質問。7番、川染洋議員。

○7番（川染洋）

すいません。今あえて私、今回の答弁に町長のみと書いてあります。

これは町長の思想をもとにこういうものが進むと思うので、あと具体的には、教育委員会のほうにいずれお聞きすることがあると思います。

それで、以前からもお話を伺ってございましたけれども、道教委のほうで、どうもそのもう一つ関知してくれないという話は、以前の教育長からも聞いておりましたし、担当課の課長からも話は聞いております。

しかし、なぜ、そこまで道は力を入れてくれないのか。これは私なりに今までの経験から言いますと、やはり住民が全体でこれが私たちのまちの価値として大きな意味を持っているのです。

我が国は、知的立国を標榜しております。

ですから、私はその国との考え方と平仄（ひょうそく）を合わせて、鹿追町も知の地域鹿追というような感じで、総合計画のための計画、総体的計画、それを作ることが必要ではないかと思う。

鹿追町は教育のまちづくりのための先進性をこうあるのですということをお知らせする必要がある。

これは大きく町長の責任として、住民の方々の凝集性をここで私は掛け合ってほしい。

それであればどうしたらいいか。

私はやはり鹿追町の住民こそって、幼稚園から高等学校までの一貫教育をずっとやってきた。それをこれからさらに発展させるためにその上に世界水準の教育をこれに乗っていききたい。

そのために鹿追町としてはこういう計画を立てました。その計画の策定委員会の委員を住民を中心に関係する諸団体、道なり、国なり、あるいはバカロレアの方々、特にバカロレアには、国際バカロレア日本アドバイザー委員会というのがあるそうです。

これはバカロレアを導入するときに、いろんな指導をしてくれる。そういうところもあるようですから、そういう方々も、委員会の委員として招き入れて、そして計画を立てていく。

しかしその前に、その骨子は、職員で作るべきです。

前に、以前にも退職されましたけど先輩議員で、外に委託するのが一番いいだという人もおりましたけれど、私はそれは反対でして、職員が何のためにいるか。

これは基礎を考えて、そして骨組みを作って、そして町長の意図したそれをもって先ほどの委員会にかけて、そして前へ進んでいくと。

そうでないと、町長、職員の人頭錆びちゃいますよ。使わないと。

考えなくてもいいようだったら勉強しなくなります。これは住民にとって大きなマイナスです。

やはり、外に委託する前に、骨子なる基本は、絶対に職員に作らせるべきです。

これは今回、瓜幕の留学センターのことについてもそうでした。私は担当外の委員会でしたから、1回、2回の傍聴でありましたけれど、やはりそういうことであれば、職員も勉強しなくなるというのはこれ当たり前の話であって、やらなくてもいいですから、考えることなしでいいのですから、私が言わなくとも町長は既にそういうことは考えておられると思うけども、誰かがそれを言ってやらないと、職員は勉強しなくなります。間違いなく。

だから、繰り返します。

私は、骨組み、基礎、基台は職員に作らせて、そしてどんな人が必要なのかという、委員会を作成するとすればどんな人が委員会に必要なのかということをお考えをいただいで、そして委員会作成後、それをもって、道や文科省やら説得していく。それが必要ではないかと私は考えるのですが、町長、それについての所感はどうでしょう。

答弁を求めます。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

行政、ほかの分野でも計画を作ったり、何とか構想を作ることが非常に多いです。

そしてそれが似通ったものをどうしても、例えば補助金や交付金をもらうために作らなければならないというケースも非常に多いと感じております。

そういった中で、様々な計画、構想等については、川染議員さんおっしゃるように、基本的にはやはり職員がきちんと考えながら作っていくというのが私も原則と思っております。

そういった中で、それらの計画のために、例えば基礎的なアンケート調査をするだとかいろいろな手間のかかる作業も含まれているものも正直ございますので、そういった部分については、例えば、これはある程度委託をしてやるだとか、そういったことはこういう非常に仕事は増えても減る状況にならない状況の中で、最低限のことについては、やはり、外部の力を借りるということも必要であると思いますが、基本的には、川染議員さんおっしゃることについては、私はそのとおりに思っているところであります。

そして、バカロレア等に関わるこの教育の進め方でありませけれども、現在、先ほどお話ししたとおりに、中学校でのバカロレアの認定が目前であります。

今まで、候補校として取り組んできたこと、そういった内容については処理的にはほぼ認められたという状況にあります。

これから、実際、正式な認定を受けて、この教育、中学校における教育がどういうふうにも今も変わってきていますけれども、それが皆さんに実感をしていただいて、学んだ子供たちがその先、大半が進学するわけでありませから、そういった鹿追の教育の中で、鹿追高校がバカロレアの教育の現場でないということは、非常にこれはせつかく中学校で進めてきたことが、一貫校である高校で引き継がれないというのは非常に残念であります。

やはりゆくゆくは、高校においてもこのバカロレア教育を進めていくということは、これは一番の課題というか目標であると思っている次第であります。

御提案の内容については、しっかりと考えをさせていただきたいと思っております。

町の教育大綱も、実はまだ2年か3年前に作った内容でありますので、教育大綱の中身もよく見ながら、これからバカロレアを中心とする鹿追の教育の全体像についてどういうふうにも整理をして、そして外に向けて発信していけるのか、しっかりと教育委員会と相談をしながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問。7番、川染洋議員。

○7番（川染洋）

非常に難しいことだと私も思っております。

答弁もなかなか難しいかなと思っております。

ただいま町長おっしゃったように何々構想があつて、あつちにもこつちにもあつて、それは補助金をもらうためにいろいろ構想つくる。

それはもう地方創生というキーワードは、国から地方におろされたときに、非常に多か

ったと思います。これは国は地方の自治に対する危機を感じたから何とかしなくてはならない。それをもって金を少しばらまいて何とかやらせようじゃないかと。

そして、総合計画なんか作ったわけですけども、私はもうそろそろ、私たちにある地方の主権、あるいは地域の主義というか、これらをそろそろ強く打ち出してもいいという時代ではないかと思っている。

先ほどから私は言っていますけれども、町長は、お金の使い道、今の予算の使い道は我々も、もちろん議決しますから知っていますし、その方向性も分かっています。

それを我々は今議会も認めてきて、そしてやっているわけですから、少なくとも中学校が世界水準の教育ができるようになったとしたら、鹿追の高校にどれだけ機運になるか。もう少し違う高校に行きたいと思うようになるか。

私は今、町長御自身も危惧しておりましたけれども、やはり一貫教育に上乘せして高校までやらないと意味がないのではないかと思います。

それで、もう少し詳しく言えば、鹿追町の最高学府の鹿追高校です。

これは、私は前の俵谷校長とこのことについて議論したことがあるのですがけれども、最高学府というのは何かというと、これは私が主張するのは、そこにいる教授、教諭、先生方、関係する人たち、これが知識レベルが高いということです。

あるいはその組織のレベルが高いということだから、子供たちがあそこの最高学府に行って学びたい。そう思うのだと思うのです。

だから、これからも全国から子供たちが集まってくる可能性は十分あるわけでその可能性を今町長は、寮生活だとか、いろんなものに少しお金をかけて、下地を作っているのだと思う。私はそういうふうに理解したいのです。

そういう高校になっていくことこそが、今までの幼小中高一貫教育のレベルが、もう一段上がったところで、鹿追町の価値となっていくのではないかと。

そしてそういう若者たちの層の定住が実現していくのではないかと。私はそう考えるものですから、ぜひ、鹿追高校のバカロレアをやるために、成すために、鹿追町全体がそうなっているのですよというそういう計画を立てていただきたい。

それをもって、道を説得し、国を説得し、そして子供たちを集めて、いや、希望は、今の2クラスが頑張っ、2クラスになっていますけども、これを3クラスになるかもしれません。高校が無くならない限りは常時240人、250人、あるいは3クラスならばもっと子供たちがここに住むようになるかもしれません。

そして将来、先ほど町長おっしゃったように鹿追で勉強してよかったな、良いところだったなと思うようになるのではないかとそういうふうに思います。

あえて再度、何度もくどいこと言いました。

しかし町長の考えも私は分かりましたので、これから先、町長の進路に期待をして、この先を見守りたいとそう思います。

以上です。私の一般質問終わります。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

大変ありがとうございます。

バカロレアの関係について申し上げますと、バカロレア教育の関係については、当然物理的な教育環境もそうですけども、やはり教員の研修というかそういうのが非常にたくさんあって、やはり教育を進めていく上での教員の役割、もちろんこれは大きいわけですけども、とくにこのバカロレア教育においては、この教員の研修、管理職も含めて、非常に時間とお金も割かれていると私は認識をしているところであります。

従来の教育とは方向が180度とは言いませんけども、教える教育から自ら学ぶ教育というのは簡単に言うとそういう大きな転換だと思っている次第であります。

そういった意味で教員の皆さんの質というふうに私が申し上げるのもどうかと思うんですけども、それは確実にバカロレアを導入するとか進める上で、先生方のこの質というのは、必ず上がっていくとか上げていかないと、このバカロレアに対応していけない内容かなと思っております。

そういった意味で、現在は中学校ということだとどまりますけれども、まずはこれをしっかりと軌道に乗せていくとか、これが非常に重要だと思っております。

また鹿追高校について申し上げますと、今、全国、あるいは道内、札幌圏をはじめとするたくさんの地域から鹿追高校に来ていただいています。

やはりこの中で、生徒たちのアンケートなんかを通じて分かったことは、やはりこの鹿追の英語教育をやりたいんだという子供たちがほとんどと言って過言ではないかなと思っています。

まず、英語教育、あるいはカナダへの短期留学、こういったものをしっかりと継続をして進めていくことが非常に重要だと思っておりますし、北海道教育委員会のほうでも、そ

ういった鹿追がもちろん英語教育を一生懸命進めているということを当然承知をしていた
だいて、先生方の配置についても非常にその辺は配慮していただいていると私も思ってい
るところであります。

そういったことも含めて、先ほど来、川染議員さんから御提案をいただいている道に対
する働きかけ、要望の基礎となる関係については、先ほどの繰り返しになりますけども、
しっかりと教育大綱、そのほか教育委員会としっかりと相談しながら、いろいろ検討して
いきたいと思っておりますので、引き続き、御指導いただききますようお願いを申し上げ
ます。

○議長（上嶋和志）

これで川染洋議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 13時56分